

改正税理士法等

法律	政令	省令
<p style="text-align: center;">税理士法</p> <p>【①租税教育への取組の推進】</p> <p>(税理士の業務)</p> <p>第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十三条の三第四項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。）、法定外目的税（同項に規定する法定外目的税をいう。）その他の政令で定めるものを除く。<u>第四十九条の二第二項第十号を除き、以下同じ。</u>）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。</p> <p>一～三 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>(税理士会の会則)</p> <p>第四十九条の二 税理士は、税理士会を設立しようとするときは、会則を定め、その会則について財務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 税理士会の会則には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>一 名称及び事務所の所在地</p> <p>二 入会及び退会に関する規定</p> <p>三 役員に関する規定</p> <p>四 会議に関する規定</p> <p>五 税理士の品位保持に関する規定</p> <p>六 会員の研修に関する規定</p> <p>七 会員の業務に関する紛議の調停に関する規定</p> <p>八 税理士業務に係る使用人その他の従業者に対する監督に関する規定</p> <p>九 委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務に関する規定</p> <p><u>十 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定</u></p>	<p style="text-align: center;">税理士法施行令</p> <p>(税理士業務の対象としない租税)</p> <p>第一条 税理士法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める租税は、印紙税、登録免許税、自動車重量税、電源開発促進税、関税、とん税、特別とん税及び狩猟税並びに法定外普通税（法第二条第一項に規定する法定外普通税をいい、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第二項において準用する同法第四条第三項若しくは第五条第三項の規定又は同法第七百三十四条第五項の規定によつて課する普通税を含む。）及び法定外目的税（法第二条第一項に規定する法定外目的税をいい、地方税法第一条第二項において準用する同法第四条第六項若しくは第五条第七項の規定又は同法第七百三十五条第二項の規定によつて課する目的税を含む。）とする。</p>	<p style="text-align: center;">税理士法施行規則</p>

法律	政令	省令
<p> <u>十一</u> 会費に関する規定 <u>十二</u> 庶務及び会計に関する規定 3 税理士の会則の変更（政令で定める重要な事項に係るものに限る。）は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 （日本税理士会連合会の会則） 第四十九条の十四 日本税理士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。 一 第四十九条の二第二項第一号、第三号から第五号まで及び<u>第十号から第十二号</u>までに掲げる事項 二 税理士の登録に関する規定 三 第四十九条の十六に規定する資格審査会に関する規定 四 第四十一条第一項の帳簿及びその記載に関する規定 五 税理士の会員の研修に関する規定 六 第四十九条の二第二項第九号に規定する税理士業務の実施の基準に関する規定 2 日本税理士会連合会の会則の変更（前項第二号に掲げる事項その他政令で定める重要な事項に係るものに限る。）は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 </p>	<p> （税理士の会則の変更） 第七条の二 法第四十九条の二第三項に規定する政令で定める重要な事項は、同条第二項第四号から<u>第十号</u>までに掲げる事項とする。 2 税理士会は、法第四十九条の二第三項の認可を受けようとするときは、当該認可の申請書を、国税庁長官を経由して、財務大臣に提出しなければならない。 3 前項の申請書には、同項の認可に係る変更前の会則及び当該変更後の会則並びに当該会則の変更に関する総会の議事録を添付しなければならない。 （日本税理士会連合会の会則の変更） 第十一条の二 法第四十九条の十四第二項に規定する政令で定める重要な事項は、同条第一項第一号（法第四十九条の二第二項第四号、<u>第五号及び第十号</u>に係る部分に限る。）及び第四号から第六号までに掲げる事項とする。 2 第七条の二第二項及び第三項の規定は、日本税理士会連合会が法第四十九条の十四第二項の認可を受けようとする場合について準用する。 </p>	

法律	政令	省令
<p>《附則》 (施行期日) 第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。<u>ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u> 一～二 省略 三 <u>次に掲げる規定 平成二十七年四月一日</u> イ～ハ 省略 ト <u>第十一条の規定（同条中税理士法第二条第一項第二号の改正規定、同法第三条に一項を加える改正規定、同法第四条の改正規定、同法第五条第一項第五号の改正規定、同法第二十四条の改正規定（同条第二号中「及び非常勤の職を除く。以下」を「、非常勤の職その他財務省令で定める公職を除く。第四十三条において」に改める部分を除く。）</u>、同法第二十五条第一項第二号の改正規定、同法第二十六条（見出しを含む。）の改正規定、同法第三十三条第五項の改正規定及び同法第三十四条の改正規定を除く。）及び附則第百三十六条第五項から第七項までの規定 チ 省略 四～二十二 省略</p> <p>※ 上記施行期日については、②、④及び⑤を除く（以下施行期日の記載を省略）。</p>	<p>《附則》 <u>この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。</u></p>	<p>《附則》 <u>1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u> 一～三 省略 2～4 省略</p>

法律	政令	省令
<p>【②調査の事前通知の規定の整備】</p> <p>(税理士の業務)</p> <p>第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十三条の三第四項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。）、法定外目的税（同項に規定する法定外目的税をいう。）その他の政令で定めるものを除く。第四十九条の二第二項第十号を除き、以下同じ。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。</p> <p>一 省略</p> <p>二 税務書類の作成（税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十四条第一項において同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）で財務省令で定めるもの（以下「申告書等」という。）を作成することをいう。）</p> <p>三 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>(調査の通知)</p> <p>第三十四条 税務官公署の当該職員は、租税の課税標準等を記載した申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を調査する場合において、当該租税に関し第三十条の規定による書面を提出している税理士があるときは、併せて当該税理士に対しその調査の日時</p>		

法律	政令	省令
<p>場所を通知しなければならない。</p> <p><u>2 前項の場合において、同項に規定する申告書を提出した者の同意がある場合として財務省令で定める場合に該当するときは、当該申告書を提出した者への通知は、同項に規定する税理士に対してすれば足りる。</u></p> <p>《附則》 (施行期日) 第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。 <u>ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u> 一 次に掲げる規定 平成二十六年七月一日 イ 省略 ロ <u>第十一条中税理士法第二条第一項第二号の改正規定及び同法第三十四条の改正規定並びに附則第三百三十六条第四項の規定</u> 二～二十二 省略</p> <p>(<u>税理士法の一部改正に伴う経過措置</u>) <u>第三百三十六条</u> 第十一条の規定による改正後の税理士法(以下この条において「新税理士法」という。)第三条第三項の規定は、平成二十九年四月一日以後に公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第三条に規定する公認会計士試験に合格した者について適用し、同日前に同条に規定する公認会計士試験に合格した者については、なお従前の例による。 2～3 省略 <u>4 新税理士法第三十四条第二項の規定は、平成二十六年七月一日以後にされる同項に規定する申告書を提出した者への通知について適用する。</u> 5～7 省略</p>		<p>(申告書を提出した者への調査の通知) <u>第十七条の二 法第三十四条第二項に規定する財務省令で定める場合は、第十五条の税務代理権限証書に、法第三十四条第一項に規定する申告書を提出した者への調査の通知は同項の税理士に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。</u></p> <p>《附則》 1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、<u>次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u> 一 省略 二 <u>第十七条の次に一条を加える改正規定及び第八号様式の改正規定並びに附則第四項の規定</u> 平成二十六年七月一日 三 省略 2～3 省略 <u>4 第八号様式の改正規定の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。</u></p>

法律	政令	省令
<p>【③補助税理士制度の見直し】</p> <p>(税理士の業務)</p> <p>第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十三条の三第四項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。）、法定外目的税（同項に規定する法定外目的税をいう。）その他の政令で定めるものを除く。第四十九条の二第二項第十号を除き、以下同じ。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。</p> <p>一 税務代理（税務官公署（税関官署を除くものとし、国税不服審判所を含むものとする。以下同じ。）に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て（これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二章の規定に係る申告、申請及び不服申立てを除くものとする。以下「申告等」という。）につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること（次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。）をいう。）</p> <p>二 税務書類の作成（税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記</p>	<p>(税理士業務の対象としない租税)</p> <p>第一条 税理士法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める租税は、印紙税、登録免許税、自動車重量税、電源開発促進税、関税、とん税、特別とん税及び狩猟税並びに法定外普通税（法第二条第一項に規定する法定外普通税をいい、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第二項において準用する同法第四条第三項若しくは第五条第三項の規定又は同法第七百三十四条第五項の規定によつて課する普通税を含む。）及び法定外目的税（法第二条第一項に規定する法定外目的税をいい、地方税法第一条第二項において準用する同法第四条第六項若しくは第五条第七項の規定又は同法第七百三十五条第二項の規定によつて課する目的税を含む。）とする。</p> <p>(申告等)</p> <p>第一条の二 法第二条第一項第一号に規定する政令で定める行為は、租税（前条に規定する租税を除く。）に関する法令又は行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の規定に基づく届出、報告、申出、申立てその他これらに準ずる行為とする。</p>	<p>(申告書等)</p> <p>第一条 税理士法（昭和三十七年法律第二百三十七号。以下「法」という。）第二条第一項第二号に規定する財務省令で定める書類（その作成に代えて電磁的記録</p>

法律	政令	省令
<p>録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十四条第一項において同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）で財務省令で定めるもの（以下「申告書等」という。）を作成することをいう。）</p> <p>三 税務相談（税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号イからへまでに掲げる事項及び地方税に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。）の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。）</p> <p>2 税理士は、前項に規定する業務（以下「税理士業務」という。）のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項については、この限りでない。</p> <p>3 前二項の規定は、税理士が他の税理士又は税理士法人（第四十八条の二に規定する税理士法人をいう。次章、第四章及び第五章において同じ。）の補助者としてこれらの項の業務に従事することを妨げない。</p>		<p>（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）は、届出書、報告書、申出書、申立書、計算書、明細書その他これらに準ずる書類とする。</p> <p><u>（所属税理士の業務）</u></p> <p><u>第一条の二 法第二条第三項の規定により税理士又は税理士法人の補助者として従事する同項に規定する業務については、第八条第二号ロに規定する所属税理士（以下この条において「所属税理士」という。）が行うものとする。</u></p> <p><u>2 所属税理士が他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて法第二条第一項又は第二項の業務に従事しようとする場合には、その都度、あらかじめ、その使用者である税理士又は税理士法人の書面による承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の承諾を得た所属税理士は、次の各号に掲げる事項を記載した書面に同項の承諾を得たことを証する書面の写しを添付した上、これを委嘱者に対して交付し、当該事項につき説明しなければならない。</u></p> <p><u>二 所属税理士である旨</u></p>

法律	政令	省令
<p>(登録)</p> <p>第十八条 税理士となる資格を有する者が、税理士となるには、税理士名簿に、財務省令で定めるところにより、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地その他の事項の登録を受けなければならない。</p>		<p>三 <u>その勤務する税理士事務所の名称及び所在地又はその所属する税理士法人の名称及び勤務する事務所（当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所及び当該従たる事務所）の所在地</u></p> <p>三 <u>その使用者である税理士又は税理士法人の承諾を得ている旨</u></p> <p>四 <u>自らの責任において委嘱を受けて前項に規定する業務に従事する旨</u></p> <p>4 <u>前項の書面の交付に当たっては、所属税理士は、当該書面に署名押印しなければならない。</u></p> <p>5 <u>所属税理士は、第三項の規定により説明を行った場合には、その旨を記載した書面に同項の委嘱者の署名押印を得なければならない。</u></p> <p>6 <u>所属税理士は、前項の署名押印を得た書面の写しをその使用者である税理士又は税理士法人に提出しなければならない。</u></p> <p>7 <u>所属税理士は、第二項の承諾を得て自ら委嘱を受けた同項に規定する業務が終了したとき又は同項の承諾を得たにもかかわらず委嘱を受けるに至らなかつたときは、速やかに、その使用者である税理士又は税理士法人にその旨を報告しなければならない。</u></p> <p>(登録事項)</p> <p>第八条 法第十八条に規定する財務省令で定めるところにより登録を受けなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 氏名、生年月日、本籍及び住所並びに法第三条第一項各号の区分による資格及びその資格の取得年月日</p> <p>二 次のイからハマまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定める事項</p> <p style="margin-left: 20px;">イ <u>税理士法人の社員となる場合</u> <u>その所属する税理士法人又は設立しようとする税理士法人の名称及び執務する事務所（当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所及び当該従た</u></p>

法律	政令	省令
<p>(署名押印の義務)</p> <p>第三十三条 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名押印しなければならない。この場合において、当該申告書等が租税の課税標準等に関する申告書又は租税に関する法令の規定による還付金の還付の請求に関する書類であるときは、当該申告書等には、併せて本人（その者が法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものであるときは、その代表者又は管理人）が署名押印しなければならない。</p> <p>2 税理士又は税理士法人が税務書類の作成をしたときは、当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名押印しなければならない。</p> <p>3 税理士は、前二項の規定により署名押印するときは、税理士である旨その他財務省令で定める事項を付記しなければならない。</p> <p>4 第一項又は第二項の規定による署名押印の有無は、当</p>		<p><u>る事務所</u>)の所在地</p> <p>ロ 法第二条第三項の規定により税理士又は税理士法人の補助者として当該税理士の税理士事務所<u>に勤務し、又は当該税理士法人に所属し、同項に規定する業務に従事する者</u>（第十六条及び第十八条において「<u>所属税理士</u>」という。）となる場合 <u>その勤務する税理士事務所の名称及び所在地又はその所属する税理士法人の名称及び勤務する事務所</u>（当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所及び当該従たる<u>事務所</u>)の所在地</p> <p>ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 設けようとする税理士事務所の名称及び所在地</p> <p>三 国税又は地方税に関する行政事務に従事していた者については、当該事務に従事しなくなった日前五年間に従事した職名及びその期間</p> <p style="margin-top: 20px;">(税務書類等への付記)</p> <p>第十六条 法第三十三条第三項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。</p>

法律	政令	省令
<p>該書類の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。</p> <p>5 第一項後段の規定は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第百五十一条（<u>地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第三十条において準用する場合を含む。</u>）又は地方税法第七十二条の三十五の規定（法人の代表者等の自署押印）の適用を妨げるものと解してはならない。</p> <p>（事務所の設置）</p> <p>第四十条 税理士（税理士法人の社員（財務省令で定める者を含む。第四項において同じ。）を除く。次項及び第三項において同じ。）及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。</p> <p>2 税理士が設けなければならない事務所は、税理士事務所と称する。</p> <p>3 税理士は、税理士事務所を二以上設けてはならない。</p> <p>4 税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。</p>		<p>一 税理士法人の社員が署名押印する場合 <u>その所属する税理士法人の名称</u></p> <p>二 <u>所属税理士が署名押印する場合 その勤務する税理士事務所の名称又はその所属する税理士法人の名称</u></p> <p>2 法第三十三条の二第三項に規定する財務省令で定める事項は、同項に規定する書面を作成した税理士又は税理士法人の前条の税務代理権限証書の提出の有無とする。</p> <p><u>3 所属税理士が他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて法第二条第一項又は第二項の業務に従事する場合には、第一項第二号に定める事項に加え、直接受任（自らの責任において委嘱を受けて当該業務に従事することをいう。）である旨を付記するものとする。</u></p> <p>（事務所を設けてはならない者）</p> <p>第十八条 法第四十条第一項に規定する財務省令で定める者は、<u>所属税理士</u>とする。</p>

法律	政令	省令
<p>【④公認会計士に係る資格付与の見直し】</p> <p>(税理士の資格)</p> <p>第三条 次の各号の一に該当する者は、税理士となる資格を有する。ただし、第一号又は第二号に該当する者については、租税に関する事務又は会計に関する事務で政令で定めるものに従事した期間が通算して二年以上あることを必要とする。</p> <p>一 税理士試験に合格した者</p> <p>二 第六条に定める試験科目の全部について、第七条又は第八条の規定により税理士試験を免除された者</p> <p>三 弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）</p> <p>四 公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む。）</p> <p>2 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第一項の規定により同法第二条に規定する業務を行うことができる者は、この法律の規定の適用については、公認会計士とみなす。</p> <p>3 <u>第一項第四号に掲げる公認会計士は、公認会計士法第十六条第一項に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、財務省令で定める税法に関する研修を修了した公認会計士とする。</u></p> <p>《附則》 （施行期日）</p> <p>第一条 省略</p> <p>一～七 省略</p> <p>八 <u>第十一条中税理士法第三条に一項を加える改正規定及び附則第百三十六条第一項の規定 平成二十九年四月一日</u></p>	<p>(会計に関する事務)</p> <p>第一条の三 法第三条第一項及び第五条第一項第一号ニに規定する政令で定める会計に関する事務は、貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて計理する会計に関する事務（特別の判断を要しない機械的事務を除く。）とする。</p>	<p>(税法に関する研修)</p> <p>第一条の三 <u>法第三条第三項に規定する財務省令で定める税法に関する研修は、法第六条第一号に規定する税法に属する科目について、法第七条第一項に規定する成績を得た者が有する学識と同程度のもを習得することができるものとして国税審議会が指定する研修とする。</u></p> <p>2 <u>国税審議会は、前項に規定する研修を指定したときは、その旨を官報をもつて公告しなければならない。これを解除したときも、同様とする。</u></p> <p>《附則》</p> <p>1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。<u>ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p>一～二 省略</p> <p>三 <u>第一章中第一条の次に二条を加える改正規定（第一条の三に係る部分に限る。） 平成二十九年四月一日</u></p>

法律	政令	省令
<p>九～二十二 省略</p> <p>(税理士法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第百三十六条 <u>第十一条の規定による改正後の税理士法</u> <u>(以下この条において「新税理士法」という。)</u> 第三条 <u>第三項の規定は、平成二十九年四月一日以後に公認会計</u> <u>士法(昭和二十三年法律第百三号)第三条に規定する公</u> <u>認会計士試験に合格した者について適用し、同日前に同</u> <u>条に規定する公認会計士試験に合格した者については、</u> <u>なお従前の例による。</u></p> <p>2～7 省略</p>		<p>2 この省令の施行の日(次項において「施行日」という。)から平成二十九年三月三十一日までの間は、改正後の税理士法施行規則目次中「(第一条—第一条の三)」とあるのは、「(第一条・第一条の二)」とする。</p> <p>3～4</p>

法律	政令	省令
<p>【⑤懲戒免職等となった公務員等に係る税理士への登録拒否事由等の見直し】</p> <p>(欠格条項)</p> <p>第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、税理士となる資格を有しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 未成年者 二 成年被後見人又は被保佐人 三 破産者で復権を得ないもの 四 国税若しくは地方税に関する法令又はこの法律の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しないもの 五 国税若しくは地方税に関する法令若しくはこの法律の規定により罰金の刑に処せられた者又は国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）（地方税法において準用する場合を含む。）若しくは関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）及び特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受けた者で、それぞれその刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過しないもの 六 国税又は地方税に関する法令及びこの法律以外の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しないもの 七 懲戒処分により税理士業務を行うことを禁止された者で、当該処分を受けた日から三年を経過しないもの 八 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）又は地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分を受けた日から三年を経過しない者 		

法律	政令	省令
<p>九 <u>国家公務員法若しくは国会職員法の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められたことにより退職手当支給制限等処分（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十四条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等（同法第五条の二第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この号において同じ。）の全部若しくは一部を支給しないこととする処分又は同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分をいう。以下この号において同じ。）を受けた者又は地方公務員法の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められたことにより退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から三年を経過しないもの</u></p> <p>十 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）、公認会計士法、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）、司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消、弁理士、司法書士若しくは行政書士の業務の禁止、社会保険労務士の失格処分又は不動産鑑定士の登録の消除の処分を受けた者でこれらの処分を受けた日から三年を経過しないもの（これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。）</p> <p>十一 税理士の登録を拒否された者のうち第二十二条第四項の規定に該当する者又は第二十五条第一項第一号の規定により税理士の登録を取り消された者で、これらの処分を受けた日から三年を経過しないもの</p>		

法律	政令	省令
<p>(登録拒否事由)</p> <p>第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士の登録を受けることができない。</p> <p>一 懲戒処分により、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、行政書士若しくは社会保険労務士の業務を停止された者又は不動産の鑑定評価に関する法律第五条に規定する鑑定評価等業務（第四十三条において「鑑定評価等業務」という。）を行うことを禁止された不動産鑑定士で、現にその処分を受けているもの</p> <p>二 報酬のある公職（国会又は地方公共団体の議会の議員の職、非常勤の職その他財務省令で定める公職を除く。第四十三条において同じ。）に就いている者</p> <p>三 不正に国税又は地方税の賦課又は徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は免れさせ、若しくは免れさせようとした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの</p> <p>四 不正に国税又は地方税の還付を受け、若しくは受けようとし、又は受けさせ、若しくは受けさせようとした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの</p> <p>五 国税若しくは地方税又は会計に関する事務について刑罰法令に<u>触れる</u>行為をした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの</p> <p>六 <u>次のイ又はロのいずれかに該当し、税理士業務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者</u></p> <p>イ <u>心身に故障があるとき。</u></p> <p>ロ <u>第四条第四号から第十一号までのいずれかに該</u></p>		<p>(報酬のある公職)</p> <p>第十二条の二 法第二十四条第二号に規定する財務省令で定める公職は、国税又は地方税の賦課又は徴収に関する事務に従事する職以外の公職であつて、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）その他の法令（条例を含む。）又はその公職の服務に関する規範により法第二条第二項に規定する税理士業務（第二十一条及び第二十六条第一項において「税理士業務」という。）との兼業が制限されていないものとする。</p>

法律	政令	省令
<p><u>当していた者が当該各号に規定する日から当該各号に規定する年数を経過して登録の申請をしたとき。</u></p> <p>七 <u>税理士の信用又は品位を害するおそれがある者</u>その他税理士の職責に照らし税理士としての適格性を欠く者</p> <p>(登録の取消し)</p> <p>第二十五条 日本税理士会連合会は、税理士の登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十九条の十六に規定する資格審査会の議決に基づき、当該登録を取り消すことができる。</p> <p>一 税理士となる資格又は第二十四条各号に規定する登録拒否事由に関する事項について、記載すべき事項を記載せず若しくは虚偽の記載をして第二十一条第一項の規定による登録申請書を提出し、その申請に基づき当該登録を受けた者であることが判明したとき。</p> <p>二 第二十四条第六号(イに係る部分に限る。)に規定する者に該当するに至ったとき。</p> <p>三 二年以上継続して所在が不明であるとき。</p> <p>2 日本税理士会連合会は、前項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなつたことにより同項の規定により登録を取り消すときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。</p> <p>3 前条第一項及び第四項の規定は、第一項の規定により登録を取り消された者において当該処分に不服がある場合に準用する。</p> <p>(登録の抹消)</p> <p>第二十六条 日本税理士会連合会は、税理士が次の各号の<u>いずれかに該当することとなつたときは、遅滞なくその登録を抹消しなければならない。</u></p> <p>一 その業務を廃止したとき。</p> <p>二 死亡したとき。</p>		

法律	政令	省令
<p>三 前条第一項の規定による登録の取消しの処分を受けたとき。</p> <p>四 前号に規定するもののほか、<u>第四条第二号から第十号までのいずれかに該当するに至ったことその他の事由により税理士たる資格を有しないこととなつたとき。</u></p> <p>2 税理士が前項第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当することとなつたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なくその旨を日本税理士会連合会に届け出なければならない。</p> <p>《附則》 <u>(施行期日)</u> <u>第一条</u> この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一～二 省略 三 省略 イ～ハ 省略 <u>ト 第十一条の規定</u>（同条中税理士法第二条第一項第二号の改正規定、同法第三条に一項を加える改正規定、<u>同法第四条の改正規定</u>、同法第五条第一項第五号の改正規定、<u>同法第二十四条の改正規定</u>（同条第二号中「及び非常勤の職を除く。以下」を「、非常勤の職その他財務省令で定める公職を除く。第四十三条において」に改める部分を除く。）、<u>同法第二十五条第一項第二号の改正規定</u>、<u>同法第二十六条（見出しを含む。）の改正規定</u>、同法第三十三条第五項の改正規定及び同法第三十四条の改正規定を除く。）及び附則<u>第三百三十六条第五項から第七項までの規定</u> チ 省略 四～二十二 省略</p>		

法律	政令	省令
<p>(税理士法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第百三十六条 省略</p> <p><u>2 新税理士法第四条第九号の規定は、施行日以後に同号に規定する退職手当支給制限等処分又は当該退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた者について適用する。</u></p> <p><u>3 新税理士法第二十四条（第六号ロに係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる税理士法第二十一条第一項の規定による登録の申請について適用する。</u></p> <p>4～7 省略</p>		

法律	政令	省令
<p>【⑥報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定等の見直し】</p> <p>(登録拒否事由)</p> <p>第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士の登録を受けることができない。</p> <p>一 懲戒処分により、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、行政書士若しくは社会保険労務士の業務を停止された者又は不動産の鑑定評価に関する法律第五条に規定する鑑定評価等業務（第四十三条において「鑑定評価等業務」という。）を行うことを禁止された不動産鑑定士で、現にその処分を受けているもの</p> <p>二 報酬のある公職（国会又は地方公共団体の議会の議員の職、非常勤の職その他財務省令で定める公職を除く。第四十三条において同じ。）に就いている者</p> <p>三 不正に国税又は地方税の賦課又は徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は免れさせ、若しくは免れさせようとした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの</p> <p>四 不正に国税又は地方税の還付を受け、若しくは受けようとし、又は受けさせ、若しくは受けさせようとした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの</p> <p>五 国税若しくは地方税又は会計に関する事務について刑罰法令に触れる行為をした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの</p> <p>六 次のイ又はロのいずれかに該当し、税理士業務を行</p>		<p>(報酬のある公職)</p> <p><u>第十二条の二 法第二十四条第二号に規定する財務省令で定める公職は、国税又は地方税の賦課又は徴収に関する事務に従事する職以外の公職であつて、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）その他の法令（条例を含む。）又はその公職の服務に関する規範により法第二条第二項に規定する税理士業務（第二十一条及び第二十六条第一項において「税理士業務」という。）との兼業が制限されていないものとする。</u></p>

法律	政令	省令
<p>わせることがその適正を欠くおそれがある者</p> <p>イ 心身に故障があるとき。</p> <p>ロ 第四条第四号から第十一号までのいずれかに該当していた者が当該各号に規定する日から当該各号に規定する年数を経過して登録の申請をしたとき。</p> <p>七 税理士の信用又は品位を害するおそれがある者その他税理士の職責に照らし税理士としての適格性を欠く者</p> <p><u>(非税理士に対する名義貸しの禁止)</u></p> <p><u>第三十七条の二 税理士は、第五十二条又は第五十三条第一項から第三項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。</u></p> <p>(税理士の権利及び義務等に関する規定の準用)</p> <p>第四十八条の十六 第一条、第三十条、第三十一条、第三十四条から第三十七条の二まで、第三十九条及び第四十一条から第四十一条の三までの規定は、税理士法人について準用する。</p> <p>第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 税理士となる資格を有しない者で、日本税理士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして税理士名簿に登録させたもの</p> <p><u>二 第三十七条の二(第四十八条の十六において準用する場合を含む。)の規定に違反した者</u></p> <p><u>三 第三十八条(第五十条第二項において準用する場合を含む。)又は第五十四条の規定に違反した者</u></p> <p><u>四 第五十二条の規定に違反した者</u></p> <p>2 前項第三号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。</p> <p>第六十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、</p>		

法律	政令	省令
<p>使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、<u>第五十八条、第五十九条第一項第二号（第四十八条の十六において準用する第三十七条の二に係る部分に限る。）</u> <u>若しくは第四号、第六十条第三号（第四十八条の二十第一項に係る部分に限る。）</u>、第六十一条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。</p>		

法律	政令	省令
<p>【⑦税理士試験の受験資格要件の緩和】</p> <p>(受験資格)</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士試験を受けることができる。</p> <p>一 次に掲げる事務又は業務に従事した期間が通算して<u>二年以上</u>になる者</p> <p>イ 税務官公署における事務又はその他の官公署における国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。第二十四条、第三十六条、第四十一条の三及び第四十六条を除き、以下同じ。）若しくは地方税に関する事務</p> <p>ロ 行政機関における政令で定める会計検査、金融検査又は会社その他の団体の経理に関する行政事務</p>	<p>(会計検査等に関する行政事務)</p> <p>第二条 法第五条第一項第一号ロに規定する政令で定める会計検査、金融検査又は会社その他の団体の経理に関する行政事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 会計検査院の職員の行う租税（関税、とん税及び特別とん税を除く。）収入に関する検査事務</p> <p>二 地方公共団体の監査委員又はその補助職員の行う租税収入に関する監査事務</p> <p>三 法第五条第一項第一号ニに規定する法人の前条に規定する会計に関する事務につき法令の規定に基づいて行う検査事務</p> <p>四 財政融資資金の運用に関して行う運用先の監査事務</p> <p>五 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）その他の法律に基づく検査事務で財務省令で定めるもの</p>	<p>(金融検査等の事務)</p> <p>第二条 税理士法施行令（昭和二十六年政令第二百十六号。以下「令」という。）第二条第五号に規定する財務省令で定める検査事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）第七条第一項に規定する金融証券検査官の行う金融検査事務</p> <p>二 財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）第二百三十二条第一項に規定する金融証券検査官の行う検査事務</p>

法律	政令	省令
<p>ハ 銀行、信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者をいう。）、保険会社又は特別の法律により設立された金融業務を営む法人における政令で定める貸付けその他資金の運用（貸付先の経理についての審査を含む。）に関する事務</p> <p>ニ 法人（国又は地方公共団体の特別会計を含む。）又は事業を営む個人の会計に関する事務で政令で定めるもの</p> <p>ホ 税理士若しくは税理士法人、弁護士若しくは弁護士法人又は公認会計士若しくは監査法人の業務の補助の事務</p>	<p>六 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）その他の法律に基づく犯則事件の調査事務で財務省令で定めるもの</p> <p>七 金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）又は企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）の規定に基づいて行う整備計画書又は最終処理方法書の審査事務</p> <p>（資金の運用に関する事務）</p> <p>第三条 法第五条第一項第一号ハに規定する政令で定める貸付けその他資金の運用に関する事務は、資金の貸付け又は有価証券に対する投資に関して行う貸付先又は投資先の業務及び財産に関する帳簿書類の審査事務並びに当該審査事務を含む資金の貸付け又は有価証券に対する投資に関する事務とする。</p> <p>第四条 削除</p>	<p>三 金融庁組織規則第十八条第一項に規定する証券検査官の行う検査事務</p> <p>四 財務省組織規則第九十一条第一項に規定する証券検査官の行う検査事務</p> <p>2 令第二条第六号に規定する財務省令で定める犯則事件の調査事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融庁組織規則第十八条第一項に規定する証券取引特別調査官の行う犯則事件の調査事務</p> <p>二 財務省組織規則第九十三条第一項に規定する証券取引特別調査官の行う犯則事件の調査事務</p>

法律	政令	省令
<p>へ 弁理士、司法書士、行政書士その他の政令で定める法律上資格を有する者の業務</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学若しくは高等専門学校を卒業した者でこれらの学校において法律学又は経済学を修めたもの又は同法第九十一条第二項の規定により同法による大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で財務省令で定める学校において法律学又は経済学を修めたもの</p> <p>三 司法試験に合格した者</p> <p>四 公認会計士法第八条第一項に規定する公認会計士試験の短答式による試験に合格した者又は当該試験を免除された者（当該試験の試験科目の全部について試験を免除された者を含む。）</p> <p>五 国税審議会が法律学又は経済学に関し前三号に掲げる者と同等以上の学力を有するものと認定した者</p> <p>2 前項第一号に掲げる事務又は業務の二以上に従事した者は、これらの事務又は業務の二以上に従事した期間を通算した場合に、その期間が二年以上になるときは、税</p>	<p>（法律上資格を有する者）</p> <p>第五条 法第五条第一項第一号へに規定する政令で定める法律上資格を有する者は、弁理士、司法書士、行政書士、社会保険労務士又は不動産鑑定士とする。</p>	<p>（大学等と同等以上の学校）</p> <p>第二条の二 法第五条第一項第二号に規定する財務省令で定める学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学、専修学校（同法第三十二条に規定する専門課程に限る。）及び昭和二十八年文部省告示第五号（大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を文部科学大臣が定める件）第五号から第九号までに規定する大学校とする。</p> <p>（受験資格の認定の申請）</p> <p>第二条の三 税理士試験の受験資格について法第五条第一項第五号又は同条第三項に規定する国税審議会の認定を受けようとする者は、別紙第一号様式による税理士試験受験資格認定申請書に、次に掲げる書類を添付し、国税審議会会長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 法第五条第一項第五号の認定を受けようとするときは、学歴又は職歴を証する書面 二 法第五条第三項の認定を受けようとするときは、事務又は業務の内容を証する書面 三 住民票の写し <p>2 前項の申請書の提出があつた場合において、国税審議会が法第五条第一項第五号若しくは同条第三項の認定をしたとき又はその認定をしなかつたときは、国税審議会会長は、その旨を当該申請者に通知しなければならない。</p>

法律	政令	省令
<p>理士試験を受けることができる。</p> <p>3 前二項の規定の適用については、第一項第一号に掲げる事務又は業務に類する事務又は業務として国税審議会の認定を受けた事務又は業務は、同号に掲げる事務又は業務とみなす。</p> <p>4 第一項第五号及び前項に規定する国税審議会の認定の手続については、財務省令で定める。</p>		

法律	政令	省令
<p>【⑧事務所設置の適正化】</p> <p>(変更登録)</p> <p>第二十条 税理士は、第十八条の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく変更の登録を申請しなければならない。</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第二十一条 第十八条の規定による登録を受けようとする者は、同条に規定する事項その他の財務省令で定める事項を記載した登録申請書を、第三条第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付の上、財務省令で定める税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による登録申請書には、その副本三通を添付するものとし、同項の税理士会は、当該申請書を受理したときは、遅滞なく当該副本一通ずつを当該申請者の住所地の所轄税務署長並びに当該住所を管轄する市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県の長に送付するものとする。</p>		<p>(変更の登録の申請)</p> <p>第十条 法第二十条の規定により変更の登録を申請する者は、変更の内容及び理由、変更の生じた年月日その他参考となるべき事項を記載した変更登録申請書を、所属税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第十一条 法第二十一条第一項に規定する財務省令で定める事項は、第八条に規定する事項、法第二十一条第一項に規定する者の学歴及び職歴、当該者が法第四条各号及び第二十四条各号の<u>いずれにも該当しない</u>旨その他参考となるべき事項とする。</p> <p>2 法第二十一条第一項の登録申請書（次項及び次条において「登録申請書」という。）には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 申請者の写真 二 履歴書 三 戸籍抄本 四 住民票の写し 五 申請者が成年被後見人（民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項において成年被後見人とみなされる者を含む。）、被保佐人（同条第二項において被保佐人とみなされる者を含む。）、被補助人、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第百五十一号）附則第三条においてなお従前の例によることとされる準禁治産者及び破産者で復権を得ないものでない旨の官公署の証明書 六 申請者が法第四条第四号から<u>第十一号</u>まで及び第二十四条各号の<u>いずれにも該当しない</u>ことを誓約する書面

法律	政令	省令
		<p>七 前各号に掲げる書類等のほか日本税理士会連合会が必要であると認めたもの</p> <p>3 登録申請書は、日本税理士会連合会の定める様式による。</p> <p>4 法第二十一条第一項に規定する財務省令で定める税理士会は、法第十八条の規定による登録を受けようとする者がその登録を受けようとする税理士事務所又は税理士法人の<u>事務所</u>の所在地を含む区域に設立されている税理士会とする。</p> <p><u>(登録の申請等に関する手続)</u></p> <p><u>第十一条の二 前条第四項に規定する税理士会及び日本税理士会連合会は、登録申請書（第十条の変更登録申請書を含む。）の提出があつたとき又は法第二十条の規定により変更の登録が必要であるにもかかわらずその申請がないときは、その申請者又はその変更の登録を申請すべき者に対して、事務所の名称及び所在地その他の登録事項に関し必要な指導又は助言を行うことができる。</u></p> <p>《附則》</p> <p>1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 <u>第十一条第二項第六号の改正規定</u> 平成二十六年四月一日</p> <p>二～三</p> <p>2～4 省略</p>

法律	政令	省令
<p>【⑨税理士証票の定期的交換】</p> <p>(税理士証票の返還)</p> <p>第二十八条 税理士の登録がまつ消されたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく税理士証票を日本税理士会連合会に返還しなければならない。税理士が第四十三条の規定に該当することとなった場合又は第四十五条若しくは第四十六条の規定による税理士業務の停止の処分を受けた場合においても、また同様とする。</p> <p>2 日本税理士会連合会は、前項後段の規定に該当する税理士が税理士業務を行うことができることとなつたときは、その申請により、税理士証票をその者に再交付しなければならない。</p>		<p>(税理士証票返還等の手続)</p> <p>第十三条 税理士は、税理士証票を亡失し、又は損壊したときは、当該亡失又は損壊した税理士証票の番号、当該亡失又は損壊した年月日及び場所その他参考となるべき事項を記載した書面を当該税理士の所属税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。この場合において、税理士証票が損壊したため当該書面を提出するときは、当該損壊した税理士証票を当該書面に添付して返還しなければならない。</p> <p>2 法第二十八条第一項の規定により税理士証票を返還しようとする者は、当該税理士証票の交付を受けていた税理士の所属税理士会又は所属していた税理士会を経由して、日本税理士会連合会に返還しなければならない。</p> <p>3 法第二十八条第二項の規定により税理士証票の再交付を申請する税理士及び税理士証票を亡失し、又は損壊したためその再交付を申請する税理士は、再交付申請書を、当該税理士の所属税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。</p> <p><u>4 税理士は、その所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則で定めるところにより、定期的に税理士証票の交換をしなければならない。</u></p> <p>5 日本税理士会連合会は、必要があると認めるときは、税理士に交付をしている税理士証票を他の税理士証票に差し替えることができる。</p>

法律	政令	省令
<p>【⑩懲戒処分の適正化】</p> <p>(懲戒の種類)</p> <p>第四十四条 税理士に対する懲戒処分は、次の三種とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 戒告 二 二年以内の税理士業務の停止 三 税理士業務の禁止 <p>(脱税相談等をした場合の懲戒)</p> <p>第四十五条 財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実 に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、 又は第三十六条の規定に違反する行為をしたときは、二 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分 をすることができる。</p> <p>2 財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規 定する行為をしたときは、戒告又は二年以内の税理士業 務の停止の処分をすることができる。</p> <p>(違法行為等についての処分)</p> <p>第四十八条の二十 財務大臣は、税理士法人がこの法律若 しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著し く不当と認められるときは、その税理士法人に対し、戒 告し、若しくは二年以内の期間を定めて業務の全部若し しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。</p> <p>2 第四十七条及び第四十八条の規定は、前項の処分につ いて準用する。</p> <p>3 第一項の規定による処分の手続に付された税理士法人 は、清算が終了した後においても、この条の規定の適用 については、当該手続が終了するまで、なお存続するも のとみなす。</p> <p>4 第一項の規定は、同項の規定により税理士法人を処分 する場合において、当該税理士法人の社員等につき第四 十五条又は第四十六条に該当する事実があるときは、その社 員等である税理士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨 げるものと解してはならない。</p>		

法律	政令	省令
<p>《附則》 (税理士法の一部改正に伴う経過措置) 第三百三十六条 省略 2～4 省略 5 <u>新税理士法第四十五条の規定は、税理士の平成二十七年四月一日以後にした同条第一項の税務代理、税務書類の作成若しくは新税理士法第三十六条の規定に違反する行為又は新税理士法第四十五条第二項の行為について適用し、税理士の同日前にした第十一条の規定による改正前の税理士法（以下この条において「旧税理士法」という。）第四十五条第一項の税務代理、税務書類の作成若しくは旧税理士法第三十六条の規定に違反する行為又は旧税理士法第四十五条第二項の行為については、なお従前の例による。</u> 6 <u>新税理士法第四十六条の規定は、税理士の平成二十七年四月一日以後にした同条の虚偽の記載又は新税理士法若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反する行為について適用し、税理士の同日前にした旧税理士法第四十六条の虚偽の記載又は旧税理士法若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反する行為については、なお従前の例による。</u> 7 <u>新税理士法第四十八条の二十第一項の規定は、税理士法人の平成二十七年四月一日以後にした新税理士法若しくは新税理士法に基づく命令に違反する行為又は著しく不当な運営について適用し、税理士法人の同日前にした旧税理士法若しくは旧税理士法に基づく命令に違反する行為又は著しく不当な運営については、なお従前の例による。</u></p>		

法律	政令	省令
<p>【その他所要の整備】</p>		<p>(金融検査等の事務)</p> <p><u>第二条</u> 税理士法施行令(昭和二十六年政令第二百十六号。以下「令」という。)第二条第五号に規定する財務省令で定める検査事務は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 金融庁組織規則(平成十年総理府令第八十一号)第七条第一項に規定する金融証券検査官の行う金融検査事務 二 財務省組織規則(平成十三年財務省令第一号)第二百三十二条第一項に規定する金融証券検査官の行う検査事務 三 金融庁組織規則第十八条第一項に規定する証券検査官の行う検査事務 四 財務省組織規則第百九十一条第一項に規定する証券検査官の行う検査事務 <p>2 令第二条第六号に規定する財務省令で定める犯則事件の調査事務は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 金融庁組織規則第十八条第一項に規定する証券取引特別調査官の行う犯則事件の調査事務 二 財務省組織規則第百九十三条第一項に規定する証券取引特別調査官の行う犯則事件の調査事務 <p>(大学等と同等以上の学校)</p> <p><u>第二条の二</u> 法第五条第一項第二号に規定する財務省令で定める学校は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学、専修学校(同法第百三十二条に規定する専門課程に限る。)及び昭和二十八年文部省告示第五号(大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を文部科学大臣が定める件)第五号から第九号までに規定する大学校とする。</p> <p>(受験資格の認定の申請)</p> <p><u>第二条の三</u> 税理士試験の受験資格について法第五条第一</p>

法律	政令	省令
		<p>項第五号又は同条第三項に規定する国税審議会の認定を受けようとする者は、別紙第一号様式による税理士試験受験資格認定申請書に、次に掲げる書類を添付し、国税審議会会長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 法第五条第一項第五号の認定を受けようとするときは、学歴又は職歴を証する書面 二 法第五条第三項の認定を受けようとするときは、事務又は業務の内容を証する書面 三 住民票の写し <p>2 前項の申請書の提出があつた場合において、国税審議会が法第五条第一項第五号若しくは同条第三項の認定をしたとき又はその認定をしなかつたときは、国税審議会会長は、その旨を当該申請者に通知しなければならない。</p> <p>(受験願書)</p> <p><u>第二条の四</u> 税理士試験を受けようとする者は、別紙第二号様式による税理士試験受験願書に次に掲げる書類を添付し、税理士試験受験願書の受付期間内に、当該試験を受けようとする場所を管轄する国税局長を経由して、これを国税審議会会長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 税理士試験受験申込書 二 受験票及び写真票 三 受験資格を有することを証する書面 <p>2 法第七条の規定により試験科目のうちの一部の科目につき試験の免除を申請しようとする者は、当該試験の免除を受ける科目を前項第一号の税理士試験受験申込書に記載しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する者のうち法第七条第二項又は第三項に規定する国税審議会の認定を受けようとするものは、次の各号に掲げる書類を添付した別紙第三号様式による研究認定申請書を第一項の税理士試験受験願書に添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 修士の学位又は次条第三項に定める学位（以下「修士の学位等」という。）を授与されたことを証する書面 二 成績証明書

法律	政令	省令
		<p>三 修士の学位等取得に係る学位論文の写し 四 別紙第四号様式による指導教授の証明書 五 <u>前各号</u>に掲げる書類のほか国税審議会が必要があると認めたもの</p> <p>4 法第八条の規定により試験科目のうちの一部の科目につき試験の免除を申請しようとする者は、当該試験の免除を受ける科目を第一項第一号の税理士試験受験申込書に記載し、その資格を有することを証する書面を同項の税理士試験受験願書に添付しなければならない。</p> <p>5 第一項の場合において、国税局長が税理士試験受験願書を受理したときは、当該願書は、同項の規定により国税審議会会長に提出されたものとみなす。</p> <p>(法第七条第二項等の財務省令で定める科目等)</p> <p><u>第二条の五</u> 法第七条第二項に規定する財務省令で定める科目は、次に掲げる科目とする。</p> <p>一 租税（関税、とん税及び特別とん税を除く。次号において同じ。）に関する法律（法第六条第一号に規定する税法に属する科目を除く。） 二 外国との租税に関する協定を扱う科目 三 法第六条第一号に規定する税法に属する科目及び前二号に掲げる科目に類する科目</p> <p>2 法第七条第三項に規定する財務省令で定める科目は、次に掲げる科目とする。</p> <p>一 原価計算論 二 会計監査論 三 法第六条第二号に規定する会計学に属する科目及び前二号に掲げる科目に類する科目</p> <p>3 法第七条第二項及び第三項に規定する文部科学大臣の定める学位で財務省令で定めるものは、学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に定める修士（専門職）の学位又は法務博士（専門職）の学位とする。</p> <p>(認定基準の公告等)</p> <p><u>第二条の六</u> 国税審議会は、法第七条第二項及び第三項に</p>

法律	政令	省令
		<p>規定する認定についての基準を定めたときは、その旨を官報をもつて公告しなければならない。これを解除したときも、同様とする。</p> <p>2 <u>第二条の四第三項</u>に規定する国税審議会の認定を受けようとする者から同項の研究認定申請書の提出があつた場合において、国税審議会が当該申請書を提出した者について当該認定をしたとき又は認定をしなかつたときは、国税審議会会長は、その旨を当該申請書を提出した者に通知しなければならない。</p> <p>3 <u>第二条の四第四項</u>に規定する試験の免除を申請しようとする者から同条第一項の税理士試験受験願書の提出があつた場合において、国税審議会が当該願書を提出した者について当該免除をすることを決定し、又は免除しないことを決定したときは、国税審議会会長は、その旨を当該願書を提出した者に通知しなければならない。</p> <p>(管理監督的地位等)</p> <p><u>第二条の七</u> 法第八条第一項第十号に規定する財務省令で定める職は、次の各号に掲げる官公署の区分に応じ、当該各号に定める<u>国税</u>(関税、とん税及び特別とん税を除く。以下この条において同じ。)又は地方税に関する事務を担当する職とする。</p> <p>一 税務署、国税局、国税庁(附属機関を含む。)又は財務省主税局 国税に関する事務を担当する係長以上の職又は国税調査官、国税徴収官その他これらの職に相当する専門的な職(次号において「国税調査官等」という。)</p> <p>二 前号に掲げる官公署以外の官公署 国税又は地方税に関する事務を担当する係長以上の職又は国税調査官等に準ずる職で、その職務の複雑、困難及び責任の度が前号に掲げる職に相当するもの</p> <p>(指定研修の要件)</p> <p><u>第二条の八</u> 法第八条第一項第十号に規定する財務省令で定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。</p>

法律	政令	省令
		<p>一 官公署がその職員に対し必要な職務上の訓練として行う研修であること。</p> <p>二 法第六条第二号に規定する会計学に属する科目（以下この条において単に「会計科目」という。）を必修とする研修であること。</p> <p>三 会計科目について、高度の研修を行うものであること。</p> <p>四 前号に規定する研修の内容を習得するのに必要かつ十分な研修時間が確保されていること。</p> <p>五 会計科目に係る研修の効果を測定するために試験が行われ、その試験に合格することが研修の修了要件とされていること。</p> <p>（指定研修の公告等）</p> <p>第二条の九 国税審議会は、法第八条第一項第十号に規定する研修を指定したときは、その旨を官報をもって公告しなければならない。これを解除したときも、同様とする。</p> <p>2 国税審議会は、前項に規定する研修が前条に規定する要件を満たしているかどうかについて、一年に一回以上検証するものとする。</p> <p>（試験免除の申請等）</p> <p>第三条 法第七条又は第八条の規定により法第六条に定める試験科目の全部につき試験の免除を受けようとする者（次項に規定する者を除く。）は、別紙第五号様式による税理士試験免除申請書に次に掲げる書類を添付し、国税審議会会長に提出しなければならない。</p> <p>一 住民票の写し</p> <p>二 法第八条の規定の適用を受けようとするときは、その資格を有することを証する書面</p> <p>2 法第七条第二項又は第三項に規定する国税審議会の認定を受けることにより前項に規定する試験科目の全部につき試験の免除を受けることができることとなる者で、当該認定及び当該免除を受けようとするものは、別紙第</p>

法律	政令	省令
		<p>六号様式による研究認定申請書兼税理士試験免除申請書に<u>第二条の四第三項各号</u>に掲げる書類及び前項各号に掲げる書類を添付し、国税審議会会長に提出しなければならない。</p> <p>3 第一項の申請書の提出があつた場合において、国税審議会が当該申請書を提出した者について試験科目の全部につき試験を免除することを決定し、又は免除しないことを決定したときは、国税審議会会長は、その旨を当該申請書を提出した者に通知しなければならない。</p> <p>4 第二項の申請書の提出があつた場合において、国税審議会が当該申請書を提出した者について法第七条第二項又は第三項に規定する認定をしたとき若しくは認定をしなかつたとき又は試験科目の全部につき試験を免除することを決定し、若しくは免除しないことを決定したときは、国税審議会会長は、その旨を当該申請書を提出した者に通知しなければならない。</p> <p>(受験手数料等)</p> <p>第四条 法第九条第一項の受験手数料又は同条第二項の認定手数料は、それぞれ<u>第二条の四第一項</u>の税理士試験受験願書又は同条第三項の研究認定申請書若しくは前条第二項の研究認定申請書兼税理士試験免除申請書に収入印紙を貼つて納付しなければならない。</p> <p>(業務制限に関する承認申請)</p> <p>第二十条 法第四十二条ただし書の規定による国税庁長官の承認を受けようとする者は、その旨並びにその者が離職前一年内に占めていた職の所掌に属する事務及び離職の事由を記載した申請書を、その者が登録を受けた税理士事務所又は税理士法人の<u>事務所</u>の所在地を管轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第二十一条 法第四十八条の五に規定する法第二条第二項</p>

法律	政令	省令
		<p>の業務に準ずるものとして財務省令で定める業務は、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務（<u>税理士業務</u>に付随して行うもの及び他の法律においてその事務を業として行うことが制限されているものを除く。）を業として行う業務とする。</p> <p>(税理士会の分割)</p> <p>第二十三条 法第四十九条第二項に規定する財務省令で定める数は、五千人とする。</p> <p>2 法第四十九条第二項の規定により、国税庁長官に対し、同項に規定する指定区域を定めることを請求する税理士会は、その旨を記載した申請書に、当該請求が総会その他正当な権限を有する機関の議決に基づくものであることを証する書面を添付して、これを当該税理士会の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。この場合において、当該税理士会の希望する指定区域があるときは、当該希望する指定区域を記載した書面及び当該希望する指定区域内に税理士事務所又は税理士法人の<u>事務所</u>の登録を受けた税理士の三分の二以上が同条第四項の規定により税理士会を設立することに賛成であることを明らかにする書面を、当該申請書に添付して提出するものとする。</p> <p>3 国税庁長官は、法第四十九条第三項の規定により、同項に規定する指定区域を定めるにあたっては、次に定めるところによるものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">一 一の税務署の管轄区域の一部のみが当該指定区域に含まれることとならないこと。</p> <p style="margin-left: 20px;">二 法第四十九条第四項の規定により設立することができることとされている税理士会の会員となるべき税理士の数及び同条第五項の規定により設立されたものとされる税理士会の会員となるべき税理士の数のいずれもが、第一項に規定する数のおおむね三分の一を下回らないこと。</p> <p>4 国税庁長官は、税理士会から第二項に規定する申請書</p>

法律	政令	省令
		<p>の提出があつた場合において、法第四十九条第三項の規定により同項に規定する指定区域を定めたときは当該指定区域及び同条第四項の規定により税理士会を設立することができる期限を、指定区域を定めないこととしたときはその旨を、当該申請書を提出した税理士会に対し書面により通知しなければならない。</p>